

令和6年度一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

令和6年度から新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税となる世帯へ給付を行うとともに、所得税または住民税所得割額から定額減税しきれない方に対し、その差額を給付するための経費について、補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和6年5月21日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

◎歳出予算

4,117,004 千円

【歳出予算の内訳】

低所得世帯支援及び定額減税等について	全額国が負担	4,117,004 千円
--------------------	--------	--------------

※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用

1. 低所得世帯に対する重点支援給付金

1,076,181 千円

(1) 令和6年度 住民税非課税世帯

645,681 千円

(令和5年度に給付の対象となった世帯を除く)

① 重点支援給付金	600,000 千円
② こども加算	30,000 千円
③ 上記にかかる事務費	15,681 千円

(2) 令和6年度 住民税均等割のみ課税世帯

430,500 千円

(令和5年度に給付の対象となった世帯を除く)

① 重点支援給付金	400,000 千円
② こども加算	20,000 千円
③ 上記にかかる事務費	10,500 千円

2. 定額減税補足給付金（調整給付）

3,040,823 千円

① 給付金	2,880,000 千円
② 上記にかかる事務費	160,823 千円

◎歳入予算

4,117,004 千円

【歳入予算の内訳】

国庫支出金（補助率 10/10）	4,117,004 千円
------------------	--------------